

名古屋市補装具取扱業者 誓約書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

(申請者)

所在地

事業者名称

代表者職氏名

電話番号

名古屋市身体障害者・児補装具費支給要綱に基づく補装具取扱業者として、下記の各事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 補装具の製作、修理、販売又は借受け（以下「製作等」という。）に関しては、関係法令、通達、及び名古屋市の要綱等を遵守すること。
- 2 補装具の製作等に当たっては、身体障害者更生相談所及び区役所等関係機関との連携に努めること。
- 3 身体障害者・身体障害児及び難病患者（以下「障害者等」という。）の意思及び人権を尊重し、常に障害者等の立場に立った製作等を心がけ、差別的取扱をしてはならない。
- 4 名古屋市の発行する補装具支給券（以下「支給券」という。）を所持する障害者等（以下「対象者」という。）から支給券の提示を受けた場合は、対象者との間で契約を結んだうえで補装具を製作等し、対象者に引渡すこと。
その際、補装具の機能等に関して十分に説明を行うこと。
- 5 引渡しに当たり特に名古屋市が指定する場合は、身体障害者更生相談所の適合判定を経ること。
- 6 引渡すに当たって、支給券に利用者負担額が記載されているときは、対象者からその支払いを受けるものとし、これを減免し又は超過して費用を徴収しないこと。また、利用者負担額を受領後、領収書を発行すること。
- 7 名古屋市に対して製作等した代金を請求するときは、領収書の写し、代理受領に対する委任状（代理受領に係る届出書を提出している場合に限る）及び支給券を請求書に添

付すること。

- 8 適合判定の結果、その補装具が対象者に適合しないと認められた場合又は、補装具費意見書等どおり製作等されていないと判断した場合等は、不備の箇所を改善した後引渡すこと。
- 9 引渡し後、生理的又は病理的变化により生じた不適合、対象者本人の過失による破損、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後 9 か月以内に生じた破損、不適合は、取扱業者の責任において改善するものとする。

ただし、告示に基づく修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は平成 30 年 3 月 23 日障発 0323 第 31 号「補装具費支給事務取扱指針について」の別添「補装具費支給事務取扱指針」第 2 の 1 の(7)に基づく修理のうち軽微なものについて、取扱業者の責任において改善することとするものは、修理した部位について修理後 3 か月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）であること。
- 10 補装具の製作等にかかる帳簿及び関係書類を納品日から 5 年間保存すること。
- 11 補装具の製作等に関して、市長が必要と認めた調査に協力し、帳簿及び書類の検査や説明を求めた場合又は警告を行った場合には直ちにこれに応じること。
- 12 関係法令、通達、本市の要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。
- 13 次に掲げる場合には、市長が登録を取消し、又は期間を定めて登録の全部若しくは一部の効力を停止すること。また、以後市長が定める取消期間中は登録業者になれないことについて、異議を唱えないこと。
 - (1) 登録に係る書類に虚偽の事項を記載し、詐欺その他不正行為があったとき
 - (2) この遵守事項を遵守しないとき
 - (3) 登録資格の要件に該当しなくなったとき
 - (4) 補装具費の請求に当たり不正行為があったとき
 - (5) 第 15 条の規定による指導・調査に応じなかったとき、又は第 15 条第 3 号に規定する指導を繰り返し受けたとき
 - (6) 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 19 号）に基づき、暴力団を利用する行為を行ったとき
 - (7) 同条例に基づき、暴力団と密接な関係を有すると認められたとき
 - (8) 名古屋市がこの事業を中止し、又は廃止しようとするとき
- 14 障害者等から苦情又は相談があった場合は、障害者等及びその家族の状況を詳細に把握するとともに、必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、障害者等及びその家族の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。そのほか、取扱業者において処理しえない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により、障害者等の

立場に立って適切な対応方法を検討し対処すること。

- 15 補装具の製作等の際に、取扱業者の責めに帰すべき事由により障害者等及びその家族の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、障害者等に対して速やかに損害を賠償すること。
- 16 取扱業者の職員は、業務上知り得た障害者等又はその家族の秘密を保持すること。
また、職員であった者に、業務上知り得た障害者等又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とすること。
- 17 申請書等に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨及びその年月日を市長に届け出ること。